14　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成二十六年四月一日以後に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「、第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「、第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の五まで、第五号から第五号の七まで」とあるのは「、第三号の五、第五号の七」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の五中「平成二十六年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の七中「平成二十六年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十二号の二中「平成二十六年四月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十五号中「平成十七年四月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十九号及び第十九号の二中「前納した額」とあるのは「前納した額（平成二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割があったときは、当該合併を行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。）」とする。

15　経過措置政令第五条第三項に規定する利子は、第一項第二号から第十九号までに規定する利子とし、その利率は、平成十一年度から基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月が属する年度までの各年度（平成十一年度にあっては、同年度の十月以後の期間）について、別表第一に定める率とする。

附　則

1　この告示の適用の日前に解散した平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金については、この告示による廃止前の厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法及び厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例は、なおその効力を有する。

2　基金が平成三十一年三月三十一日以前に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「整備等省令」という。）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備等省令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「廃止前基金規則」という。）第六条の規定による認可の申請若しくは整備等省令第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備等省令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号。以下「改正前確定給付企業年金法施行規則」という。）第百二十六条若しくは第百二十八条の規定による認可の申請をした又は平成二十五年改正法附則第十九条第一項の指定を受けた場合にあっては当該基金の代議員会の議決により、連合会が平成三十一年三月三十一日以前に解散する場合にあっては連合会の評議員会の議決により、第一項第八号の六中「当該老齢厚生年金等支給開始年齢到達者の当該各月の前月の末日における年齢が六十五歳未満の場合にあっては〇・六九、六十五歳以上七十五歳未満の場合にあっては〇・九六、七十五歳以上の場合にあっては一」とあるのを「昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率」と読み替えて適用することができる。

3　基金が平成三十一年三月三十一日以前に整備等省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第六条の規定による認可の申請若しくは整備等省令第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第百二十六条若しくは第百二十八条の規定による認可の申請をした又は平成二十五年改正法附則第十九条第一項の指定を受けた場合にあっては当該基金の代議員会の議決により、連合会が平成三十一年三月三十一日以前に解散する場合にあっては連合会の評議員会の議決により、第十五項中「平成十一年度」とあるのは「平成十一年」と、「年度までの各年度」とあるのは「年までの各年」と、「同年度」とあるのは「同年」と、「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えて適用することができる。

4　整備等省令第四十三条第一項に規定する解散計画を提出した基金が平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十一条第一項の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額は、当該基金の代議員会の議決により、第一項から第十五項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）までの規定により算出した額と、平成二十五年三月三十一日の属する事業年度から当該解散計画の整備等省令第四十四条第一項第一号に規定する適用開始日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度において、その末日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額が同日に当該基金が解散したものとみなして第一項から第十五項までの規定により算出した額を下回る額のうち最も小さい額（以下この項において「解散計画適用開始日における不足相当額」という。）に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる平成二十五年改正法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を合算した額から、解散計画適用開始日における不足相当額に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる別表第一（前項の規定による読替えを適用する場合にあっては別表第二）に定める利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を控除した額（当該額が、当該基金が解散した日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額を下回る場合にあっては、当該年金給付等積立金の額）として算出することができる。

別表第一

平成十一年度（同年度の十月以後の期間に限る。）	年三・六二パーセント
平成十二年度	年三・二二パーセント
平成十三年度	年一・九九パーセント
平成十四年度	年〇・二一パーセント
平成十五年度	年四・九一パーセント
平成十六年度	年二・七三パーセント
平成十七年度	年六・八二パーセント
平成十八年度	年三・一〇パーセント
平成十九年度	年マイナス三・五四パーセント
平成二十年度	年マイナス六・八三パーセント
平成二十一年度	年七・五四パーセント
平成二十二年度	年マイナス〇・二六パーセント